

# 独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成18年度に係る業務の実績に関する評価

## 全体評価

### ①評価結果の総括

国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営に関する調査研究などの業務活動について、中期目標の達成に向け、年度計画に従い着実に実施している。

また、平成18年度の事務及び事業の見直しにより業務を特化することとされており、今後は国立大学法人等に対するセンターの役割をより一層果たすため、見直しにより特化した業務について、これまで以上に充実した取組を総合的・一体的に行っていくことが望まれる。

### <参考>

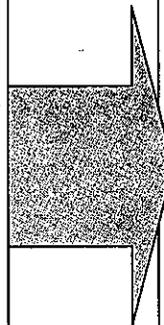
業務運営の効率化:A 業務の質の向上:A 業務内容の改善:A その他:A

### ②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

(イ) 経営相談に応じるための経営相談室の設置は評価できる。今後、経営相談室を十分に活用し、効果を発揮されるよう期待したい。(項目別-1参照)

(ロ) 寄附金の受入れ及び配分について、受入れ促進・普及への努力がなされている点は評価できるが、結果にはつながらなかった。

受入れ促進のため、従来の費用の範囲でホームページのリニューアルなどの広報活動を継続することを期待する。(項目別-8参照)



### ③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

(イ) 経営相談事業における各取組について、それぞれ効果を発揮できるよう、その方法等の検証、見直しを不断に行っていく必要がある。

また、相談業務によって得られた成果については、積極的に国立大学法人等へ還元していくことが望まれる。

(ロ) 寄附金は、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実のための奨学を目的としており、寄附金獲得への努力は継続して行っていく必要がある。

### ④特記事項

平成18年度の事務及び事業の見直しにより、19年度から実施しないこととしたセミナー・研修事業等は成果を上げており評価できる。

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成18年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			A			3 寄附金の受入れ及び配分	B	B	B		
1 業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A	A			4 高等教育財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究	A	A	A		
2 業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A	A			①アンケート調査の分析と情報提供	A	A			
3 事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A	A			②法人化後の財務・経営についての情報収集	A	A			
4 業務の効率化	A <sup>+</sup>	A	A			③大学の予算獲得等についての日米の比較研究及び研究成果の公開	A	A			
①一般管理費に係る効率化の実施状況	A <sup>+</sup>	B				④国立大学法人の財務・経営に関する比較分析の予備的検討	A	A			
②事業費に係る効率化の実施状況	A <sup>+</sup>	B				⑤IMHE事業の参加及び内外の関係機関との交流協力	A	A			
③大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況	A	A				⑥研究会・シンポジウム等の開催及び研究紀要等の刊行	A	A			
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			A			5 セミナー・研修事業の開催	A	A	A		
1 国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言	A	A	A			①大学トップマネジメントセミナーの実施	A	A			
①各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集等	A	A				②大学財務・経営セミナーの実施	A	A			
②財産管理に関する法律相談等	A	A				③大学職員スキルアップ研修の実施	A <sup>+</sup>	A			
③研究協議会の実施	B	A				6 国立大学法人等の財務・経営の改善に資する情報提供の実施	A	A <sup>+</sup>	A		
④処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言の実施	A	—				①調査研究の成果の提供	A	A <sup>+</sup>			
⑤財産処分関連業務の実施	A	—				②財務・経営に関するガイドブックの作成・配付	A	A <sup>+</sup>			
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	A	A	A			③説明会・シンポジウム・講演会の開催	A	A <sup>+</sup>			
①文部科学大臣の定める施設整備計画に基づく施設費の貸付	A	A	A			7 財務・経営の改善に関する協力・助言	A	A	A		
②償還確実性の審査	A	A				①財務・経営に関する情報提供及び経営相談などの協力・助言	A	A			
③施設費貸付事業の財源調達	A	A <sup>+</sup>				②リユースシステムのPR及び成功事例の紹介	A	B			
④債権を確実に回収するための取組	A	A				8 大学共同利用施設の管理運営	B	A	A		
⑤文部科学大臣の定める施設整備計画に基づく施設費の交付	A	A	A			①学術総合センター共用会議室の管理運営	B	B			
⑥適正な事業実施を確保するための取組	A	A				②キャンパスイノベーションセンターの管理運営	A	A <sup>+</sup>			

## 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
9 国立大学法人財務・経営情報システムの構築	—	B	A		
①国立大学法人財務・経営情報システムの構築及び供用に向けた取組	—	B			
②国立大学法人関係者との連携・協力の実施	—	B			
10 旧特定学校財産の管理処分	A	A	A		
①広島大学跡地の処分に向けた取組	A	B			
②東京大学跡地の売却に向けた取組	A	A			
11 承継債務の確実な徴収及び償還	A	A	A		
Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			A		
適正な予算の執行状況	A	A	A		
自己収入の確保	B	B	A		
①適正な利用料の徴収及び利用率向上に向けた取組	B	B			
②国立大学法人等からの受託事業増加に向けた取組	B	B			
人件費の削減	—	—	A		
Ⅳ 短期借入金の限度額			—		
短期借入金の借入	—	—	—		
Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画			—		
重要な財産の処分等	—	—	—		
Ⅵ 剰余金の使途			—		
剰余金の使用状況	—	—	—		
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A		
人事管理の状況	A	A	A		
①柔軟な組織体制の構築及び人事交流の実施	A	A			
②専門的研修事業等の活用	A	A			
③人事管理の状況	A	A			
中期目標期間を超える債務負担の状況	A	A	A		

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	563	591	546			センター事業費	290	311	297		
産学協力事業収入	203	269	284			一般管理費	234	236	219		
寄附金収入	—	1	—			産学協力事業費	192	253	291		
長期借入金等	54,404	71,227	65,816			施設費貸付事業費	54,404	71,227	65,816		
財産処分収入納付金等	32,676	407	1,195			施設費交付事業費	6,414	12,180	8,347		
承継債務負担金等収入	104,391	104,867	105,784			承継債務等償還金	108,200	104,859	105,662		
不動産処分収入	7,019	20	—			その他の支出	3	139	210		
不動産貸付料収入	599	728	733								
雑収入	9	4	5								
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—	11,168	6,472								
計	199,864	189,282	180,835			計	169,737	189,205	180,842		

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	41,182	41,864	36,227			経常収益	38,784	30,727	29,769		
業務費	6,934	12,905	35,992			運営費交付金収益	494	523	490		
施設費交付金	6,414	12,180	8,347			共同利用施設貸付料収入	192	253	292		
減価償却費	70	77	86			処分用資産賃貸収入	599	728	734		
長期借入金支払利息	—	—	1,820			処分用資産売却益	3,448	13	—		
承継債務支払利息	—	—	24,993			施設費交付金収益	—	407	1,195		
センター債利息	—	—	64			施設費貸付金受取利息	—	—	1,942		
その他経費	451	648	682			承継債務負担金債権受取利息	—	—	24,993		
一般管理費	224	225	221			寄付金収益	1	1	0		
減価償却費	3	5	7			資産見返負債戻入	72	77	81		
その他経費	221	220	214			財務収益	33,971	28,722	37		
財務費用	34,024	28,734	14			運用利息	6	2	—		
長期借入金支払利息	107	910	—			長期貸付金受取利息	107	914	—		
承継債務支払利息	33,917	27,805	—			承継債務負担金債権受取利息	33,858	27,805	—		
センター債利息	—	6	—			有価証券利息	—	1	37		
債券発行費等	—	14	14			雑益	6	4	5		
臨時損失	48	—	0			臨時利益	58,736	—	—		
計	41,230	41,864	36,227			計	97,520	30,727	29,769		
						純利益又は純損失(△)	56,289	△ 11,137	△ 6,458		
						国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	—	11,168	6,472		
						目的積立金取崩額	—	—	—		
						総利益	56,289	30	14		

## 備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

・平成16年度の臨時利益は、旧国立学校特別会計における剰余金等の受入によるものである。

・平成17年度、18年度の純損失は施設費交付事業の財源となる処分用資産売却益以上に施設費交付事業を行った結果であるが、その損失を補填するために国立大学財務・経営センター法第15条積立金を取り崩したものである。

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	92,374	113,191	102,205			業務活動による収入	145,463	106,895	108,554		
投資活動による支出	57,886	23,542	36,349			投資活動による収入	27,764	35,564	43,245		
財務活動による支出	77,129	75,954	78,669			財務活動による収入	54,404	71,213	65,803		
翌年度への繰越金	244	1,228	1,607			前年度よりの繰越金	2	244	1,228		
計	227,633	213,916	218,830			計	227,633	213,916	218,830		

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	135,431	126,856	1,005,924			流動負債	79,161	81,752	83,578		
固定資産	916,007	908,278	9,360			固定負債	906,645	899,149	884,192		
						負債合計	985,807	980,901	967,770		
						資本					
						資本金	9,602	9,602	9,602		
						資本剰余金	△ 261	△ 521	△ 782		
						利益剰余金	56,289	45,152	38,694		
						(うち当期未処分利益)	56,289	30	14		
						資本合計	65,631	54,233	47,514		
資産合計	1,051,438	1,035,134	1,015,284			負債資本合計	1,051,438	1,035,134	1,015,284		

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

- ・平成18年度における流動資産の増と固定資産の減は、平成17年度まで固定資産に計上していた「長期貸付金」等について科目名を変更し「施設費貸付金」等として流動資産に計上したためである。
- ・資本剰余金のマイナスは、国から出資された資産の減価償却によるものである。
- ・利益剰余金の減は国立大学財務・経営センター法第15条積立金の取り崩し等によるものである。

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期末処分利益	56,289	30	14		
当期総利益	56,289	30	14		
前期繰越欠損金	—	—	—		
II 利益処分量	56,289	30	14		
積立金	22	30	14		
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金	56,268	—	—		
独立行政法人通則法第44条 第3項により主務大臣の承認	—	—	—		
目的積立金	—	—	—		

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

・平成16年度の国立大学財務・経営センター法第15条積立金は、旧国立学校特別会計における剰余金等の受入によるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
役員	3	3	3		
役員(非常勤)	1	1	1		
研究職員	4	4	4		
事務職員	22	22	22		
計	30	30	30		

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成18年度に係る業務の実績に関する評価

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 【評価：A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。	1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。	業務内容の点検及び組織の見直し状況						<p>○役員の状況 役員については、前年度同様、理事長、理事及び監事（常勤1人、非常勤1人）の常勤3名、非常勤1名の体制を継続した。</p> <p>○事務組織の状況 事務組織については、前年度において、総務部の3課（総務課、施設助成課、経営支援課）及び審議役の体制としたところであるが、本年度は、経営相談事業をより効率的かつ効果的に実施するため、以下のとおり組織の見直しを行った。</p> <p>①経営相談室の設置 国立大学法人等に対する経営相談事業を円滑に実施するため、経営支援課に「経営相談室」を設置し、室長に経営支援課長、室長補佐に施設助成課課長補佐及び経営支援課課長補佐を充てるなど、事務組織全体で経営相談事業を推進する体制を整えた。</p> <p>②経営情報係の設置 経営支援課に経営情報係を設置し、①国立大学法人等の財務及び経営の改善に関する情報の収集並びに協力及び助言、②「国立大学法人財務・経営情報提供システム」の構築等に当たらせるとともに、「経営相談室」のスタッフとして機能させることとした。 なお、この設置に当たっては、施設助成課主任助成員を1名減した。</p> <p>○研究組織の状況 研究組織については、前年度同様、研究部を置き、5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論）の体制とした。 また、研究部の人員については、研究部長（教授と併任）1名、教授1名、助教授2名の計4名の常勤職員を配置した。この他に、6名の客員教員（非常勤）及び1名の外国人客員教員（各3ヶ月滞在）を配置した。</p>	A	<p>○起債業務に伴い審議役を配置した前年度に続き、業務内容の点検により、積極的に組織を見直し、経営相談に応じるための経営相談室の設置など組織改革を行う施策を講じたことは評価できる。</p> <p>○今後は、経営相談室を十分に活用し、効果を発揮されるよう期待したい。</p>

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	業務内容の点検及び外部委託の検討・実施状況	委員の協議により評定を決定					<p>○学術総合センター共用会議室の管理運営業務</p> <p>学術総合センター橋記念講堂及び共用会議室においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、平成16年度には、平日の予約受付補助業務、平日夜間・土休日夜間の利用者サポート業務及び会場設営サービス業務の外部委託を実施し、平成17年度には、これらに加え、予約受付業務と請求補助業務の外部委託を実施し、利用サービス業務の効率化を図ってきた。</p> <p>本年度は、外部利用者がホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる会議室予約管理システムの導入に伴う管理業務全般（統括管理業務、窓口受付業務、会場設営業務、会議室管理業務他）の外部委託を実施し、入金管理の強化及びシステムの運用を含めた利用サービスの向上を図った。</p> <p>○キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務</p> <p>キャンパス・イノベーションセンターにおいては、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、平成16年度から警備、清掃及び受付等の管理運営全般の外部委託を実施しており、また、一時利用室については、会場設営の準備時間に配慮した鍵の貸出し、館内機器の取扱い補助業務への対応など利用者の要望を踏まえて適切に対応してきた。</p> <p>なお、キャンパス・イノベーションセンター東京地区については、夜間防犯体制強化のため、夜間警備業務の外部委託を実施した。</p> <p>また、平成18年度における独立行政法人の事務及び事業の見直しにより、平成20年度限りでキャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務は廃止が決定したことから、市場化テストの導入は行わないこととした。</p> <p>○セミナー・研修事業に係る業務</p> <p>セミナー・研修事業に係る業務については、平成16年度までは、資料準備、運営実施に係る業務について本センター事務職員が総動員態勢で対応してきたが、平成17年度からは、当該業務のうち、資料印刷（印刷、帳合い、封入作業）、開催当日の運営補助（受付、資料配付、講演者対応）の外部委託を実施したことにより、職員の負担軽減・事務職員の講演者等との円滑な連絡・調整、追加配付資料への迅速な対応等セミナー参加者へのサービス向上が図られた。本年度は、開催通知の発送、参加者名簿作成等の作業を外部委託とした。</p>	A	<p>○学術総合センター共用会議室の管理運営業務の外部委託を昨年に引き続き積極的に推し進め、概ね全体業務を外部委託し、サービスの質の向上、管理業務の効率化が図られたことは評価できる。</p> <p>○キャンパス・イノベーションセンターについても、利用者の立場に立った詳細な管理運営業務の検討による質の向上を目指した外部委託は評価に値する。</p> <p>○セミナー・研修事業に関しても、サービスの質の向上と職員の負担軽減のための外部委託は評価できる。</p>
3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	事務情報化の推進状況	委員の協議により評定を決定					<p>○事務情報化推進計画の着実な実行</p> <p>①グループウェアの導入</p> <p>本年度は、更なる効率的・効果的な業務運営を実現するため、スケジュール管理・掲示板・ファイル管理・設備管理・電子決裁等のシステム機能を持つグループウェアを新たに導入した。</p> <p>これにより、全職員のスケジュール管理が可能となったほか、掲示板機能による職員への連絡事項の通知や意見照会、設備管理機能による会議室等の予約が可能となり、迅速な情報の提供と共有が図られた結果、業務運営の簡素化・迅速化につながるとともに、より一層のペーパーレス化の推進にもつながった。</p> <p>②債権・債務管理システムの導入</p> <p>施設費貸付事業に係る債権及び債務の効率的・効果的な業務運営を確保するため、a. センターの債権額及び債務額の確実な把握（＝損失発生の防止、一括管理による事務負担の軽減）、b. 貸付金利の上乗せ率の算定（＝損失発生の防止）、c. 余裕金の発生時期の把握（＝余裕金の効率的な資金運用）を目的として、「債権・債務管理システム」の導入を行った。</p> <p>③会議室予約管理システムの導入</p> <p>学術総合センター共用会議室の管理運営業務について、本年度は更なる利用促進やサービスの向上を図るため、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を導入し、来年度から本格的に稼働させるべく運用にあたっての試行・検証を行った。</p>	A	<p>○グループウェア導入により、単なる事務情報化だけでなく、デジタル技術による職員間の情報共有化が進展したことがみてとれる。情報共有による業務の見える化、業務の質の向上、スピードアップ、スペース効率向上などが図られたことは評価できる。</p> <p>○債権・債務管理システムの導入は、財務経営センターの主要業務を効率化・レベルアップし、かつ事故の防止を可能にしたところから、評価できる。</p> <p>○会議室予約管理システムの導入は、外部利用者の利用促進・利便性の向上から望ましい方向であるが、予約したまま実際には利用しない等の行為を防止するためのアラーム発信やペナルティなどのシステムが同時にうまく稼働することを期待したい。</p>

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。	<p>効率化の状況（下記①②③の状況を踏まえ、本項目の総合評価）</p> <p>随意契約の見直し</p> <p>①一般管理費に係る効率化の実施状況</p> <p>②事業費に係る効率化の実施状況</p> <p>③大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況</p>	委員の協議により評定を決定					<p>○文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。</p> <p>○随意契約により契約できる限度額について、これまで500万円としていたものを平成19年4月から国の基準に合わせ引き下げを行った。</p> <p>○一般管理費については、消耗品費の削減、備品の長期利用、乗用自動車借上請負契約の見直し等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、3.17%の効率化を達成した。</p> <p>○事業費については、ペーパーレス化の推進、消耗品費の削減等により、事業費の決算額において、1.26%の効率化を達成した。</p> <p>○大学共同利用施設の管理運営費については、消耗品の削減とともに、キャンパス・イノベーションセンター（東京地区）の電力契約を見直し、効率化を図った。</p>	A	<p>○いずれの項目も年度計画を上回る効率化を達成していることは評価できる。</p> <p>○乗用自動車の借上げについては、一般企業でも借り上げからハイヤーやタクシー利用に切り替えているところが多く、民間並みになったことは評価できる。</p> <p>○随意契約によることができる限度額について、国の基準を踏まえた見直しが行われたことは評価できる。</p> <p>○セキュリティの観点から、民間では裏紙の利用を制限している企業も多く、消耗品費削減内容については、効率化とともにセキュリティの観点からの見直しも期待したい。</p>

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 【評価：A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により 評定を決定					<p>○国立大学法人等の財産管理に関する協力・助言については、国立大学等からの相談（30件（うち13件は法律相談））に対する助言、「施設整備の情報提供」のホームページの新設及びメールマガジンによる情報提供、研究協議会の開催（2回）等を実施することにより適切に対応した。</p> <p>○財産処分に関する協力・助言については、本年度、国立大学法人等からの求めがなかったため、「処分促進方策調査協力者会議」の開催実績及び「財産処分関連業務の受託」の実績はなかった。</p> <p>なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。</p>	A	<p>○財産管理に関する国立大学法人等からの相談件数が増加していることは、財務・経営センター業務に対する信頼度が高まっているという意味で評価できる。今後も更にニュースの把握に一層努め、適切・適時に対応することが期待される。</p> <p>○情報提供の観点からも、ホームページやメールマガジン、また研究協議会などを通じた積極的なアプローチがみられ、評価できる。</p> <p>○アンケート用紙にカラー用紙を用いて回収率の向上に努めるなどの工夫が見られるが、必ずしも成果に結びついておらず、さらなる工夫により回収率を高め、参加者の評価分析に努めることが期待される。</p>
① 財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。 さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	① 財産管理に関する協力・助言 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。 さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	①各国立大学法人が抱える共通課題の処理実績の収集及び情報提供の実施状況						<p>○国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、法人化前の情報の蓄積を加え、当該相談に対する助言等を行うこととしている。</p> <p>本年度は、国立大学法人等から財産管理等に係る30件の相談があり、当センターで培ってきたこれまでのノウハウの蓄積等や専門家の活用により当該相談に適切に対応した。</p> <p>また、情報提供の一環として、当センターホームページに「施設整備の情報提供」のページを新設し、財産処分等に関する相談・助言事例を紹介するなど、積極的な情報提供に努めた。</p> <p>さらに、当センターが本年度より毎月1回国立大学法人等向けに発行することとなったメールマガジンに「財産管理・施設整備に関する情報提供」のコーナーを設け情報発信を行うとともに、当該メールマガジンにより広く協力・助言事例の募集を行ったところである。</p>		
		②法律相談等の実施状況						<p>○今年度は建物移転に伴う土地売却の際の補償範囲についてや賃貸の媒介に係る宅地建物取引業法への抵触についてなど、30件の相談のうち13件の高度、かつ、専門的な内容の相談を受け付けており、不動産関係諸法及び財務関係に精通している弁護士、司法書士などの専門家を活用するなどして当該相談に適切に対応した。なお、今年度は税務に係る国立大学法人等からの相談に応じるため、新たに税理士に委嘱を行い、当該相談に適切に対応した。</p>		
		③研究協議会の実施状況						<p>○本年度は、国立大学法人等にアンケートを実施し、ニュース、要望を聴取の上、2回開催した。</p> <p>第1回目の研究協議会は、平成18年9月に国立大学法人等の実務担当者274人を対象に、①減損会計について、②新たな整備手法による施設整備等について、をテーマとして開催した。なお、この研究協議会終了後、アンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」又は「概ね参考になった」との回答が97.7%であり、参加者の満足度は高かった。</p> <p>また、第2回目の研究協議会は、平成19年2月に国立大学法人等の実務担当者261人を対象に、①複式簿記の会計情報と資産管理、②宿舎等管理業務のアウトソーシングについて、③国立大学におけるPFIの活用とその課題、をテーマとして開催した。なお、この研究協議会においても終了後にアンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」又は「概ね参考になった」との回答が99.0%であり、参加者の満足度は高かった。</p> <p>なお、アンケート用紙に色紙を使用するなどアンケートの回収率の向上に努めたところである。</p> <p>また、当センターホームページに「施設整備の情報提供」のページを新設し、過去の研究協議会の会議資料を掲載するなど、積極的な情報提供に努めた。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② 財産処分に関する協力・助言 ア) 国立大学法人等の処分可能財産の管理、処分について、求めに応じ民間の専門家等からなる処分促進方策調査協力者会議を開催し、その結果を踏まえ専門的技術的助言を行う。 イ) 承継された旧特定学校財産の処分を通して蓄積したノウハウを活用し、国立大学法人等からの委託を受けて財産処分関連業務を行う。	② 財産処分に関する協力・助言 ア) 国立大学法人等の処分可能財産の管理、処分について、求めに応じ民間の専門家等からなる処分促進方策調査協力者会議を開催し、その結果を踏まえ専門的技術的助言を行う。 イ) 承継された旧特定学校財産の処分を通して蓄積したノウハウを活用し、国立大学法人等からの委託を受けて財産処分関連業務を行う。	④ 処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言の実施状況						○処分促進方策調査協力者会議は、国立大学法人等からの求めに応じて開催することとなるが、本年度は、国立大学法人等からの求めがなかったため、「処分促進方策調査協力者会議」を開催していない。なお、土地の交換譲渡についてなど、財産処分等の相談はあったものの、処分促進方策調査協力者会議の開催に至るまでの事案は生じなかった。 なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。		
		⑤ 財産処分関連業務の実施状況						○財産処分関連業務の受託は、国立大学法人等からの求めに応じて実施することとなるが、本年度は、国立大学法人等からの求めがなかったため、平成19年3月末現在で「財産処分関連業務の受託」を実施していない。なお、土地の交換譲渡についてなど、財産処分等の相談はあったものの、財産処分関連業務の受託に至るまでの事案は生じなかった。 なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。		
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況（下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評定を決定					○施設費貸付事業及び施設費交付事業について、文部科学大臣の定める施設整備等に関する計画に基づき、それぞれ円滑に実施した。	A	○施設費貸付事業及び施設費交付事業については、文部科学大臣の定める施設整備等に関する計画に基づき、また、センターの各種規程・基準・手続き等に従い、円滑かつ適正に実施されたことは評価できる。
(1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要資金として貸付けを行う。	(1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要資金として貸付けを行う。	① 文部科学大臣が定めた施設整備計画に基づく施設費の貸付状況					○文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要資金として貸付けを行っており、貸付けに当たっては、文部科学大臣の定め及びセンター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づいて実施することとしている。 本年度は、29国立大学法人（63事業）に対し、大学附属病院の施設整備等に必要資金として、65,817百万円の貸付を行った。 なお、当初計画額と実際の貸付額との差額283百万円は、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたためであり、計画に基づき国立大学法人の資金需要に応じた円滑な事業が実施できた。	A	○国立大学法人の資金需要に応じ、円滑な施設費貸付事業が適切に実施されたと評価できる。 ○センター債券に係る格付け向上に向けたIR活動と資金調達努力は評価に値する。 ○職員の審査能力等向上のため、証券会社等民間機関主催のセミナー等への参加や、銀行等に依頼して勉強会を実施した姿勢は評価できる。	

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② 貸付けに当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。	② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。	②償還確実性の審査等の取組及び実施状況						<p>○審査に係る規程等 施設費貸付事業については、「施設費貸付規程」、「貸付金債権管理規程」、「施設費貸付事業審査基準」及び「審査基準等の運用手続き」を整備し、償還確実性の確保等事業実施に万全を期しているところである。</p> <p>○具体的審査内容 センターにおける審査としては、前年度の概算要求時及び文部科学省への借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人からの借入申請時における本審査、財務諸表確定後における事後審査を実施している。</p> <p>事前審査は、国立大学法人の概算要求時において文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、国立大学法人から提出を受けた契約状況一覧及び資金計画により、事業内容、進捗状況、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。</p> <p>国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、事業内容、償還計画及び担保力について総合的な審査を実施した。具体的には、文部科学省が定める事業内容（目的・借入金額・資金使途等）と申請内容との整合性かどうか、また、診療収入に占める単年度当たりの元金償還額の割合が原則として事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、附属病院収入に占める債務残高の割合が原則として診療収入の100分の40以内であるかどうか及び担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。</p> <p>また、国立大学法人の財務諸表確定後には、事業の実施状況、財務状態及び担保物件の異動状況等について検証を行うこととしている。さらに附属病院に係る診療報酬の推移等多角的側面からの視点も必要であるため、国立大学法人から提出された複数年分の経営管理の指標に関する資料を一覧表にすることにより、診療収入、医業費用等の過去からの推移を検証し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認することとしている。</p> <p>なお、職員の審査能力等向上のため、証券会社等民間機関が主催するセミナー等へ参加するとともに、センターにおいて銀行等に依頼し勉強会を実施した。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。	③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。	③ 貸付事業の財源調達の実施状況						<p>○長期借入金 本年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から60,817百万円の長期借入れを行った。</p> <p>○センター債券の発行 上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。 センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びホームページの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した（（株）格付投資情報センター（R&amp;I）AA+）。</p> <p>○資金需要及び工期遅延に対する対応 施設費の貸付に当たっては、国立大学法人の資金需要に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は月1回実施し、センター債券の発行は、国立大学法人の資金需要及び市場環境を勘案して平成19年2月7日に実施した。 なお、大学での工期の遅延等により資金計画の遅れが生じないよう、各国立大学法人から、月初めに資金計画、支払日程調査票の提出を求め、未契約等の場合には、各国立大学から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し確認するなど前年度以上に連絡を密にして対応した。さらに翌年度への繰越及び不用額の抑制を図るために、平成18年10月26日付け事務連絡を發出し注意喚起を図った。この結果、昨年度に続き今年度も工期の遅れ等による翌年度への繰越事例は1件もなく円滑に実施できた。</p>		
④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。	④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。	④ 債権を適正に管理し確実に回収するための取組状況						<p>○施設費貸付規程等に基づき、国立大学法人から確実に貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を行った（回収・償還は毎年度9月及び3月）。</p> <p>なお、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、a 状況報告書の徴取（毎事業年度終了後、事業状況報告書、事業完了報告書を徴取）、b 財務諸表等の徴取（貸付期間中、毎事業年度終了後前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）、c 現地調査（年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：21大学）に出向いて行う現地調査）を実施した。</p> <p>また、国立大学法人等の施設費貸付事業担当者向けに平成16年7月に作成した「施設費貸付事業借入等の手引き」の内容を更新するとともに、当該手引きの内容を周知するため、平成18年11月29日に説明会を開催した。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要資金として交付を行う。</p>	<p>(2) 施設費交付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要資金として交付を行う。</p>	<p>⑤ 文部科学大臣が定めた施設整備計画に基づく施設費の交付状況</p>					<p>○ 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、施設整備に必要な資金の交付を行っており、交付に当たっては、文部科学大臣の定め、センター法により準用する補助金適正化法及びセンター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）に基づいて実施することとしている。</p> <p>本年度は、90国立大学法人等（91事業）に対し、施設整備等に必要資金として、8,333百万円を交付した。</p> <p>なお、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、交付金は国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより支払を行い、落札価格と予定額の差額等は、センターの承認を受けた上で、国立大学法人等が交付事業の目的の範囲内で有効に活用しているところである。今年度は14百万円の不用額が生じたが、当該大学が工期を勘案し、追加の事業を実施しないと判断したためであり、本年度計画していた事業は計画通り円滑に実施できた。</p> <p>○ 施設費交付事業の財源とするため、国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部をセンターに納付する仕組みとなっており、本年度は、12国立大学法人等から財産処分収入の一部が納付（1,195百万円）された。</p> <p>また、施設費交付事業の財源とするため、施設整備勘定の余裕金を国債購入により運用し、37百万円の運用利益を得たところである。</p>	A	<p>○ 施設整備計画に基づき施設費は適切に交付されていると評価できる。</p>	
<p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。</p>	<p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。</p>	<p>⑥ 適正な事業実施を確保するための取組状況</p>					<p>○ 施設費の交付に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）」等に基づき、各大学から、法人名、事業名、交付申請額、その目的と内容等を記載する交付申請書の提出を受け、a 当該申請に係る交付金が法令及び文部科学大臣の定め違反しないか、b 目的・内容が国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るためのものか、c 交付申請額が土地の取得、施設の設置等及び設備の設置に必要な資金か、金額の算定に誤りがないかについて審査し、適性と認められたため交付決定を行った。</p> <p>また、当該事業完了後、各大学から実績報告書が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかの審査を行い、交付金の額の確定を行った。</p> <p>さらに、年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：21大学）に出向き、交付対象事業に係る現地調査を実施した。</p> <p>なお、本年度は、工期の遅延について、より国立大学法人等と連絡を密にして対応するとともに、翌年度への繰越及び不用額の抑制を図るために、平成18年10月26日付け事務連絡を发出し、注記喚起を図った結果、昨年度に続き今年度も工期の遅れ等による翌年度への繰越事例は1件もなく円滑に実施できた。</p>			
<p>3 寄附金の受入れ及び配分 下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。</p> <p>① 寄附金受入れを促進するため、ホームページや出版物への掲載等により、産業界、個人篤志家をはじめ社会に積極的に広報し、普及させる。</p> <p>② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。</p>	<p>3 寄附金の受入れ及び配分 下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。</p> <p>① 寄附金受入れを促進するため、ホームページ等により、社会に積極的に広報し、普及させる。</p> <p>② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。</p>	<p>寄附金の受入れ促進のための広報活動の実施状況及び適正な配分を行うための取組状況</p>	委員の協議により評定を決定					<p>○ 寄附金受入れの促進・普及 平成18年3月に、センターの業務に理解の深い企業を訪ね、制度の趣旨の理解と啓発を行った。その結果、2社からは、寄附について理解が得られたものの、結果として本年度の受入れには至らなかった。</p> <p>このため、本年度は、本センターの寄附金を活用した経営支援事業を、より多くの企業等に理解してもらうため、パンフレット「寄附金募集のご案内」を作成し、理事長・理事を中心に直接企業を訪問し、趣旨の理解と啓発を行った。</p> <p>今後も、企業等に制度の趣旨を理解してもらうため、パンフレットの配布、啓発を積極的に行うこととしている。</p> <p>○ 配分 寄附金の受入れはなかった。</p>	B	<p>○ 寄附金の受け入れ促進・普及への努力がなされている点は評価できるが、結果にはつながらなかった。</p> <p>○ 受け入れ促進のため、従来の費用の範囲でホームページのリニューアルなどの広報活動を継続することを期待する。</p>

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究  国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。	4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究  国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。	国立大学法人等における財務・経営に関する調査研究の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					○研究部（常勤の教育研究職員4名）では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、①大学の財務・経営に関する調査研究活動、②内外の高等教育財政に関する調査研究活動、③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、④IMHE事業等への参加等を行っており、また、⑤これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めている。	A	○国立大学法人の財務及び経営に関する国内外の実態調査と分析、公表に高い実績を上げており評価できる。  ○今後、これをどのように各大学法人の財務・経営の改善に役立てていくかが大きな課題である。
① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。  特に、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化前後における各国立大学内部の資金配分方法の変動していく過程について、平成18年度までに理論的・実証的に解明し、研究成果については、広く関係者の参考に供する。	① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。  特に、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化前後における各国立大学内部の資金配分方法の変動の過程について、調査及び研究を行う。より具体的には、平成18年1月に国立大学学長等を対象に実施したアンケート調査結果のインテンシブな分析を実施する。これらの分析に基づいて、学内資金配分の先進的な取組事例等を明らかにする。また、上記の分析結果を報告書としてとりまとめ、国立大学に送付する。これに加えて、シンポジウムを開催し、法人化後の財務・経営に関する情報提供を行う。	①アンケート調査の分析と情報提供状況						○研究部では、本年度は、国立大学法人化後の実態調査および先進的事例を分析するプロジェクト研究を実施し、具体的には、下記の2段階に分けて、組織、財務、人材、施設の4つの側面から国立大学法人の運営改善に資する情報の提供を行った。 ○本年度は、平成18年1月に実施した学長等（担当理事含む）を対象としたアンケート調査の基礎的分析をまず行い、その結果を平成18年6月に『国立大学の財務・経営の実態に関する全国調査 中間報告書』およびその別冊（自由回答の抜粋）として取りまとめ、公開した。なお、アンケートの回収率は、中間報告書の作成段階では92%（79/86）であったが、最終的には98%（84/86）とほぼ悉皆に近い実績となっており、法人化後の国立大学における組織、財務、人材、施設の実態を知るための情報としては、他に類例のない詳細かつ有益なものが収集された。 当該報告書は、全国立大学の学長および担当理事や大学図書館等に配布するとともに、センター主催の各種セミナー・シンポジウムの際にも希望者へ配布した（700冊）。なお、国立大学協会からもその結果に関心が寄せられ、経営支援委員会の財務・施設小委員会（平成18年8月30日）および経営支援委員会の人事・労務小委員会（平成18年9月14日）において結果概要の紹介を行っている。また、12月以降は、センターのホームページでの公開も行った（ダウンロード数推計：中間報告書179件・別冊127件）。  ○上記の基礎的分析の結果を踏まえ、回答率98%を得たアンケート調査の最終データをもとにさらに詳細な分析を実施した。分析にあたっては、検討をのべ3回にわたり行い、組織、財務、人材、施設の4つの側面から集中討議と詳細な分析を行った。そして、分析結果については、平成19年3月に『国立大学法人の財務・経営の実態に関する総合的研究』として報告書の形で取りまとめられた。 当該報告書については、全国立大学の学長および担当理事や大学図書館等に配布され（490冊）、また来年度にはセンターのホームページで公開する予定である。なお、平成19年3月10日に『国立大学の法人化は何をもたらしたか』と題したシンポジウムを開催し、全国の国立大学関係者162人の参加を得て、その成果を発表している。また、この報告書から研究内容をさらに発展させ、来年度は研究報告書として取りまとめる予定である。 ○本年度は、アンケートへの記載事項を実地に確認し、国立大学法人化後3年目の実態を把握するため、5大学（東北大学・鹿児島大学・神戸大学・愛知教育大学・熊本大学）への訪問調査を実施した。この訪問調査の結果については、上記の詳細分析に役立てられている。 なお、この研究成果を継承し、新たな展開に繋げるべく、来年度は国立大学の授業料設定と基盤的教育研究経費に関する研究などを進める予定である。そうした中で、国立大学の財務情報をさらに有効に活用し、その経営の改善に役立てるための方途を探求していきたいと考えている。 国立大学の財務については、法人化以前においては情報がほとんど開示されず、研究に必要な資料を得ることが著しく困難であった。しかし、法人化後2年目に初めての財務諸表が公表され、3年目に入り法人化後の経年比較が可能になるに及んで、財務・経営に関する調査研究活動の発展可能性は飛躍的に高まりつつある。 国立大学法人等の財務・経営の改善を支援するセンターとしては、各種調査やシンポジウム、研究会等の活動を通じて、各国立大学法人、国立大学協会及び文部科学省等との連携協力体制の構築に努めているところである。上記アンケート調査の極めて高い回答率や国立大学協会の小委員会における調査結果概要報告、シンポジウムへの文部科学省からの協力など、こうした体制作りは着実に進んでいる。		②国立大学訪問調査による法人化後の財務・経営についての情報収集状況

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
② 高等教育財政に関する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。	② 高等教育財政に関する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。本年度は、アメリカを中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。	③大学の予算獲得及びその配分についての日米の比較研究状況及び研究成果の公開の状況						<p>○米国における先進的学内資金配分システムについて調査・研究 本年度は、前年度に引き続き、米国州立大学における先進的学内資金配分システムについて調査・研究を行った。そこで調査対象校に選定したインディアナ大学は、米国の州立大学の中で、責任センター資金配分(Responsibility Center Budgeting/Management)を二番目に導入した大学であり、州立大学の中で90年代以降導入が進みつつある責任センター資金配分のモデルケースとなっているものである。その特徴は、各部署に収入・支出を帰属させ、それを分権的に管理することにより、より効率的・効果的な財務マネジメントを可能とするよう設計されている点にある。本年度は、当該校の事例を『米国州立インディアナ大学におけるResponsibility Center Budgetingに関する事例紹介報告書』にまとめ、平成18年11月に公表し、情報提供を行った。また、平成19年2～3月に当該校への追加調査を実施し、当該モデルの国立大学への応用可能性について検討を進めた。</p> <p>○ニュージーランドにおける高等教育財政と予算配分制度改革についての調査・研究 ニュージーランドにおける2002年の教育法改正以降の高等教育政策の転換と予算配分制度改革の動向について調査・研究を行った。具体的には、同国教育省及びダニエデン市にメインキャンパスを擁するオタゴ大学の関係者からマクロ的な高等教育財政の現状、チャーター(国家戦略に整合した大学の戦略目標)とプロファイル(チャーターに対する3年間の運営計画)を使用したマネジメント、フルタイム換算学生数比例の予算配分から業績ベース研究資金への転換とその効果測定などについて説明を受け、両国の高等教育財政を比較した討議を行った。</p> <p>また、オタゴ大学の最高運営責任者から、個別大学のミクロの組織・財務運営について、学内資金配分制度を中心に、その成り立ちと現状に対する評価の説明をあわせて受けた。この調査・研究の成果については、来年度、センター研究紀要『大学財務経営研究』(第四号)において研究論文の形でその一端が公表される予定である。</p> <p>○欧州における高等教育圏構想と財政システムについて調査・研究 上記の調査研究のほか、平成19年3月29～31日にポルトガルのリスボンで開催された欧州大学協会(EUA)の第4回総会に参加し、欧州高等教育圏(EHEA)構想(ボローニャ・プロセス;欧州内の高等教育機関における履修単位互換を可能とし、学生や教職員の流動性や雇用可能性を高め、欧州全体の高等教育の競争力を向上させる計画)の進展状況と課題について調査を行った。この総会では、特にファンディングに関係する分科会に出席し、機関補助の欧州標準体系に関する合意の可能性、機関補助に利用する共通指標開発の是非、英国で採用されているような総経済コスト・アプローチの横断的な導入可能性などについて、欧州各国の利害調整の状況等を把握した。また、リスボン大学及びリスボン新大学に対して、ミクロの大学運営と学内資金配分システム(原則として政府の定めた算定式を使用)についてヒヤリング調査を実施した。この調査研究で得られた情報については、教育学術新聞に寄稿して一般に公表していく予定である。</p> <p>国立大学に対するファンディングについては、運営費交付金を成果重視の競争的配分に転換する論調が昨今マスコミに大きく取り上げられるようになってきた。また、学内資金配分は、法人化によって各大学に大きな裁量が与えられたが、多くの大学では効果的な方策を模索している。こうした諸外国の取組状況に関する調査研究は、こうした変革期にある国立大学法人の財務・経営の改善の参考に資するものとして重要性を持っている。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析を通じて、国立大学法人の財務・経営に関する比較分析を以下の計画により行い、関係者の参考に供する。 平成16年度 予備的検討 平成17年度から平成19年度 資料収集及び分析 平成20年度 報告書に取りまとめ、関係者の参考に供する。	③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成17年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析を行う。	④比較分析の予備的検討の実施状況						<p>○関係資料の収集 『平成18年度版国立大学の財務』の刊行に関連して、平成17年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料（予算、収支計画、及び資金計画など）を収集した。</p> <p>○国立大学法人の財務・経営に関する分析 収集した財務諸表等の分析について、『国立大学の財務』の取りまとめ方針を検討する会議（国立大学法人財務分析研究会）における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性）の研究開発を前年度から継続して行った。 具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書で得られる財務情報等の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようグループ分けを前年度と同様に行った。そして、予算・決算分析については、国立大学法人全体、特性別区分/規模別区分グループ及び個別大学について実施した。特に今年度新たに追加した分析としては、財務諸表が2年度分揃ったことにより経年比較分析を実施し、また問題点が指摘されつつも附属病院のセグメント情報が充実されたことなどを受けて、分析指標の拡充を図った。 なお、これらの分析の結果を用いて、後述する『平成18年度版国立大学の財務』が刊行された。また、この他に、センター主催のセミナー・研修事業等に際し、調査研究成果を踏まえた専門的見地から支援を行った。</p>		
④ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。	④ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。	⑤IMHE事業の参加及び内外の関係機関との交流協力の状況						<p>○OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業への参加等 OECDのIMHE事業と密接に関係する日英高等教育に関する協力プログラム（平成18年8月10日・日 英合同推進委員会主催）に参加し、今後のプログラム推進について英国側（イングランド高等教育 財政カウンシル（HEFCE）等）と協議を行った。また、これに加えて、OECDによる我が国の高等教育に関するレビューのための訪問調査に対して対応を行った（平成18年5月16日）。</p> <p>○諸外国の高等教育機関との研究交流等 ポルトガルのリスボンで開催された欧州大学協会（EUA）の第4回総会に参加し、ファンディングに関する分科会への参加等を通して、ベルギー、ドイツ、オランダ、ポーランド、チェコ、ブルガリアといった国々の大学の学長等要職者と交流をはかり、将来の研究協力に向けて基盤を得ることが出来た。 また、北京大学における「日中高等教育財政シンポジウム」（平成18年9月17～18日）において、日本の公立大学の財政基盤と地方交付税の果たしている役割について研究発表を行った。このシンポジウムを通して、北京大学中国教育財政科学研究所及び中国国内の主要高等教育機関の要職者と交流を深め、将来の研究交流に向けた人脈形成が出来た。 さらに、ニュージーランドのオタゴ大学との共催で国際シンポジウム「大学マネジメント」（平成18年7月28日・オタゴ大学）を開催し、センターからは、日本の国立大学の目標管理型マネジメントの課題と財務分析結果について報告を行い、ニュージーランド教育省及びオタゴ大学関係者との意見交換を通して交流協力関係を深めた。</p> <p>○外国人客員教授の招聘 本年度は外国人客員教授として、台湾から国立台湾師範大学教授（現・国立台中教育大学学長）の楊思偉氏（平成18年5～7月）とフィンランドからタンペレ大学経営学部高等教育グループ准教授のティモ・アレバラ氏（平成18年10～12月）を招聘した。両氏とも、招聘期間中に講演会での報告を行い、ワーキングペーパーを執筆の予定である。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を年5回程度、シンポジウムを年1回、講演会を年2回程度開催し、また、研究紀要を年1回、研究報告などを随時刊行する。	⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。	⑥ 高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会の開催及び研究紀要、研究報告の刊行状況						<p>○高等教育財政・財務研究会 高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続き時宜を得た内容を提供していく予定である。本年度は、「国立大学の経営と地域社会との連携」をテーマに、平成18年5月13日、7月8日、9月30日、11月11日及び平成19年1月27日の日程で年5回(土曜日)実施した。</p> <p>○シンポジウム センターの専任教員及び客員教員が行った調査研究活動の成果を公開するため、また当該調査研究について外部の研究者等からの意見・コメントを得る機会としてシンポジウムを開催しており、本年度は平成19年3月10日に、「国立大学の法人化は何をもたらしたのか」をテーマに開催した。</p> <p>○講演会 海外における高等教育の財政・財務に関する最新状況を捉えるため、外国人研究者や本センターの外国人客員教授による講演会を年2回程度開催しており、本年度は平成18年4月10日に外国人研究者の講演会、平成18年7月19日と平成18年12月12日に外国人客員教授の講演会を開催した。</p> <p>○研究紀要 センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として研究紀要を刊行しており、本年度は平成18年8月に『大学財務経営研究』(第3号)を刊行した。</p> <p>○研究報告等 これまでの研究活動の成果は、前記の研究紀要や研究報告等で刊行しており、本年度は平成18年6月に『国立大学法人の財務・経営の実態に関する全国調査(中間報告書)』を、平成19年3月に『国立大学法人の財務・経営の実態に関する総合的研究』を刊行した。</p> <p>○基盤的調査研究の成果 その他各専任教員の基盤的調査研究の成果は、業務実績報告書(資料編)の資料8のとおりである。</p> <p>○社会貢献 高等教育財政・財務に関連して文部科学省等の審議会・研究会に全員が学識経験者として下記のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。</p> <p>山本 清 文部科学省国立大学法人評価委員会臨時委員</p> <p>丸山 文裕 日本私立学校振興・共催事業団学校法人活性化・再生研究会委員</p> <p>水田 健輔 文部科学省委託事業「国立大学法人等施設のPFI手法による事業実施効果の評価及び法人制度を踏まえた今後の推進方策の調査研究」有識者会議委員</p> <p>島 一則 文部科学省教育財政に関する研究会メンバー 日本学生支援機構客員研究員</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
5 セミナー・研修事業の開催・実施 各国立大学法人等が法人化の趣旨に沿って、その機能を有効に発揮できるよう、管理者層・幹部層の経営面に関する能力の向上が急務である。このため、社団法人国立大学協会と密接に連携しつつ、受講対象者を企画段階から参画させた企画委員会を作り、意向を十分踏まえた上で、以下のセミナー・研修事業を開催、実施する。 なお、セミナー・研修事業の実施に際しては、アンケート調査を実施し、翌年度以降の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。	5 セミナー・研修事業の開催・実施 社団法人国立大学協会と密接に連携しつつ、受講対象者を企画段階から参画させた企画委員会を作り、意向を十分踏まえた上で、以下のセミナー・研修事業を開催、実施する。 なお、セミナー・研修事業の実施に際しては、アンケート調査を実施し、翌年度以降の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。	セミナー・研修事業の開催・実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					○セミナー・研修事業の実施状況 本年度のセミナー・研修事業の実施については、年度計画等に基づいて、(1)大学マネジメントセミナー(財務・経営戦略編)(国立大学病院経営セミナーを含む)(2)大学マネジメントセミナー(財務・会計編)及び(3)大学職員マネジメント研修を社団法人国立大学協会(以下「国大協」という。)と連携して実施した。 これらの事業の企画・立案は、それぞれの企画委員会において前年度のアンケートの調査結果等を踏まえつつ、受講対象者(当該企画委員会委員)の要請等を取り入れることにより、参加者のニーズに対応した内容とした。 ○アンケート調査の状況 本年度のセミナー・研修事業終了後のアンケート調査については、「全体的な感想」、「各テーマの満足度」、「今後取り上げてほしい事項」及び「意見、希望」等の項目を設定し、参加者のニーズの把握に努めるとともに、アンケートの回収率を高めるため、「アンケート用紙のカラー化」、「調査協力依頼のアナウンス」及び「会場出口での調査協力依頼と回収の呼びかけ」を行った。 アンケート調査の結果は、いずれにおいても回答者のおおむね9割以上が「大変参考になった」もしくは「参考になった」と答えており、参加者の満足度は高かった。  なお、セミナー・研修事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。	A	○セミナー・研究事業は計画どおり実施され効果を上げており、評価できる。  ○セミナーとグループ討議の両建てにするなど、実践的なセミナーにする努力のあとが見られ評価できる。
① 大学トップマネジメントセミナー 国立大学法人等の役員等が、国立大学法人等のマネジメントについて、的確な情報と専門的助言を得ることを目的に、毎年1回程度実施する。	① 大学トップマネジメント-1セミナー 国立大学法人等の役員等が、国立大学法人等のマネジメントについて、的確な情報と専門的助言を得ることを目的に、1回実施する。 (年度計画①)	①-1アンケート結果を一つの参考としつつ、大学トップマネジメントセミナーの実施状況	○国立大学法人等の役員等を対象に、国立大学法人等のマネジメントについての確かな情報の提供と専門的助言を行うとともに、諸課題について情報・経験を交流し、各大学における検討を深めることを目的とし、国大協主催の「大学マネジメントセミナー(企画・戦略編)」に引き続き、平成18年10月に大学マネジメントセミナー(財務・経営戦略編)として実施した。 本年度は、特に財務戦略、人事・組織、外部資金の活用を中心に、法人化のメリット、問題点、経営上の課題や今後向かうべき方向性などについての討議等を実施した。 (アンケートの調査結果) 終了後のアンケート結果は、「大変参考になった(41.4%)」「参考になった(50.5%)」の合計が91.9%であり、参加者の満足度は高かった。							
	① 国立大学病院経営セミナー-2 国立大学法人の学長、役員、病院長等が病院経営上の諸課題に対して対応できる経営能力を涵養することを目的に、1回実施する。 (年度計画③)		○学長、役員、事務局長、財務部長、病院長等を対象に、収支規模等において最大の組織である病院経営上の諸課題に的確に対応できる経営能力の涵養を図り、もって国立大学病院の経営改善に資することを目的として、文部科学省、国大協、国立大学附属病院長会議との4者共催により、平成18年11月に国立大学病院経営セミナーとして実施した。 今回は、「経営者向けプログラム(1日目)」と「実務者向けプログラム(2日目)」の2部構成とした。また幅広い参加を促すため、どちらか1日目のみの参加や、グループ別討議または講義のみの聴講も可能とするなどの参加形態を取り入れた。 なお、学長、理事、事務局長等の法人本部関係者と病院関係者からのセミナー参加者の均衡が保たれるよう開催通知等で参加者の選考に配慮を求めた結果、法人本部関係者74名(昨年度82名)、病院関係者101名(昨年度88名)、合計175名(昨年度170名)の参加があり、法人本部関係者及び病院関係者の共通認識を深めることが出来た。 (アンケートの調査結果) 終了後のアンケート調査の結果は、「大変参考になった(24.1%)」または「参考になった(63.9%)」の合計88.0%であり、受講者の満足度は高かった。							
② 大学財務・経営セミナー 国立大学法人等の事務局長等幹部職員が、国立大学法人等の財務・経営についての的確な情報と専門的助言を得つつ、国立大学法人等の経営能力を涵養することを目的に、毎年1回程度実施する。	② 大学財務・経営セミナー 国立大学法人等の事務局長等幹部職員が、国立大学法人等の財務・経営についての的確な情報と専門的助言を得つつ、国立大学法人等の経営能力を涵養することを目的に、1回実施する。 (年度計画②)	②アンケート結果を一つの参考としつつ、大学財務・経営セミナーの実施状況	○国立大学法人等の担当理事、事務局長、担当部長を対象に、国立大学法人等の財務及び経営に関する基本的知識の習得と実践的な経営能力の涵養を図ることを目的とし、国大協主催の「大学マネジメントセミナー(企画・戦略編)」、「大学マネジメントセミナー(財務・経営戦略編)」に引き続き、平成18年10月に大学マネジメントセミナー(財務・会計編)として実施した。 本年度は、国立大学法人化3年目という状況を考慮しつつ、国立大学法人等の事例紹介や前年度決算の概要説明、財務分析の活用方法など実践的な内容で実施した。 (アンケートの調査結果) 終了後のアンケート調査の結果は、「大変参考になった(44.5%)」または「参考になった(50.0%)」の合計94.5%であり、受講者の満足度は高かった。							

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
③ 大学職員スキルアップ研修 国立大学法人等の課長、係長等に対し、財務管理に関する専門的知識・技術の向上を図ることを目的に、計画的、段階的に毎年1回程度実施する。	③ 大学職員スキルアップ研修 国立大学法人等の課長、係長等に対し、財務管理に関する専門的知識・技術の向上を図ることを目的に、計画的、段階的に1回実施する。 (年度計画④)	③アンケート結果を一つの参考としつつ、大学職員スキルアップ研修の実施状況						○国立大学法人等の財務担当課長等及び財務担当者を対象とし、国立大学法人等の財務管理等に関する専門知識の向上を図ることを目的とし、平成19年2月に大学職員マネージメント研修として実施した。 本年度は講義、実践事例の発表に加え、新たに分科会を導入し、決算規模別に実務に役立つ実践的な内容での討議を行った。また、実務に直結したテーマとして、文部科学省学術研究助成課からの科研費の不正使用防止への取組に関する説明を加えるなど実務型のプログラムとして実施した。 (アンケート調査の結果) 終了後のアンケート調査の結果は、「大変参考になった(41.0%)」または「参考になった(50.8%)」の合計91.8%であり、受講者の満足度は高かった。		
6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	国立大学法人等の財務・経営の改善に関するための情報提供の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					○国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、「国立大F&Mマガジン(メールマガジン)」の創刊、「大学経営危機への対処 第2巻」等の刊行・配布による調査研究成果の提供、「国立大学の財務」(平成18年度版)の刊行・提供、「国立大学法人経営ハンドブック第3集」刊行へ向けての編集委員会開催、「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催等を実施した。	A	○タイムリーな情報を発信するためのメールマガジンの創刊など、前向きな姿勢が大いに評価できる。今後も常にタイムリーな更新が続けられることを期待したい。  ○国立大学法人経営ハンドブックは大変内容が充実しており評価できる。第3集は中身の充実のためとの事由で、第2集(H18.1発刊)から1年以上発刊されていないが、早々の刊行に期待したい。
① 財務・経営に関する調査研究で得た成果を随時国立大学法人等に提供する。	① 財務・経営に関する調査研究-1 究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。 (年度計画①)	①-1調査研究の成果の提供状況						○「国立大F&Mマガジン(メールマガジン)」の創刊 国立大学法人等の財務・経営の改善に資するための情報提供活動の一環として、文部科学省等からの情報、研究レポート、各大学の経営情報、経営相談Q&A、各種事業等の案内等をタイムリーに提供することを目的に平成18年5月より「国立大F&Mマガジン」を月1回程度発刊している。 また、バックナンバー等をホームページに掲載し、広く普及に努めた。 《配付件数：1,585件(平成19年3月現在)》  ○本年度は、財務・経営に関する調査研究の成果物として「大学経営危機への対処 第2巻」、及び「大学財務経営研究第3号」を刊行し、国立大学法人に配付するとともに、本センターのセミナー・研修においても配付した。		
	① 国立大学法人の決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に提供する。 (年度計画③)							○本年度は、昨年度刊行した「国立大学の財務」(平成17年度版)に引き続き、各国立大学法人の平成17事業年度決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を取りまとめた「国立大学の財務」(平成18年度版)を平成19年3月に刊行し、国立大学法人等に提供した。 なお、国立大学法人の財務担当者等を対象に、「国立大学の財務と新会計基準への対応に関する説明会」を平成19年3月に開催し、「国立大学の財務」について、研究部長から詳細に解説した。		
② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックを平成16年度の早期に作成、配付し、随時その内容の更新・充実を図る。	② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として作成・配布した、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、随時その内容の更新・充実を図る。 (年度計画②)	②財務・経営に関するガイドブックの作成・配付状況						○本年度は、すでに刊行している国立大学法人経営ハンドブック第1集、第2集に引き続き、「国立大学法人経営ハンドブック第3集」を刊行すべく、編集委員会を4回開催した。 なお、第3集については、より充実した内容にすべく整理を行った上で執筆にとりかかったため、平成19年度早々の刊行を予定している。 今後、第1集、第2集の内容について、必要に応じて更新・充実を図ることとしている。		
③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを毎年1回程度開催する。	③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。 (年度計画④)	③説明会・シンポジウム・講演会の開催状況						○国立大学法人等における財務・経営に関する情報の提供・交流のために、国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象にした「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成18年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人の財務に関する課題処理の事例紹介を行うなど情報提供・交流を行った。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
7 財務・経営の改善に関する協力・助言	7 財務・経営の改善に関する協力・助言	財務・経営の改善に関する協力・助言の状況（下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評定を決定					<p>○平成18年9月1日にセンターに「経営相談室」を設置し、文部科学省等の支援・協力の下、現場実務に着目した経営サポートによる経営支援・相談事業を開始した。</p> <p>○本年度は、（独）高エネルギー加速器研究機構等から33件のリユース登録があったが、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。</p>	A	<p>○ニーズに対応し、経営相談室を立ち上げたことは評価できる。</p> <p>○今後、経営相談室に財務会計や経営コンサルの専門家を加え充実を図ることが期待される。</p> <p>○1件1件の相談を、ケーススタディとしてメールマガジンなどに公表することにより、ナレッジシェアをさらに進めることについても検討されたい。</p>
① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。	①財務・経営に関する共通課題の処理実績の収集・情報提供及び経営相談などの協力・助言の実施状況						<p>○本年度は、昨年度末に社団法人国立大学協会から経営相談に関する要請があったことを受け、経営相談体制を構築すべく、国立大学法人の部・課長等の参画を得て準備会を開催し、経営相談事業の実施方法等について検討を行った。</p> <p>○前記の検討内容を踏まえ、平成18年9月1日にセンターに「経営相談室」を設置し、文部科学省等の支援・協力の下、現場実務に着目した経営サポートによる経営支援・相談事業を開始した。経営相談室には、現場実務に対応する「財務経営支援研究会」と病院経営に特化した「病院経営支援研究会」を設置し、国立大学法人等の部長、課長等を調査・相談員として委嘱し、先進事例の収集、分析・検証、情報提供などの活動を開始した。</p> <p>○病院経営支援研究会については、病院経営に関する有識者を講師に招いて、勉強会を開催した。</p> <p>○本センターのホームページに経営相談室専用のページを設け、8大学12件の経営改善方策の事例を掲載するとともに、研究会の調査・相談員が訪問調査を実施し、収集、分析・検証した先進事例を「17事業年度取組事例」として掲載した。</p> <p>○国立大学法人等からの相談等については個別の案件として、直接来訪や電話による問い合わせ等により相談を受けており、文部科学省とも連携して対応した。</p> <p>○サビー（文書検索）システムを活用して、経営情報として新聞記事、雑誌掲載記事などの把握、収集に努めた。</p>		
② 国立大学法人等において不用となった教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」の管理運営を行う。 また、システムの活用が図られるよう、利用促進のPRに努め、成功事例の紹介等を積極的に行う。	② 国立大学法人等において不用となった教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」の管理運営を行う。 なお、システムの有効利用が図られるよう、検討を進める。	②教育研究用機器リユース情報提供システムに係る利用促進のPR及び成功事例の紹介状況						<p>○本年度は、（独）高エネルギー加速器研究機構等から33件のリユース登録があった。また、日本電子顕微鏡学会及び自然科学研究機構からシステムに関する問い合わせがあった。さらに、平成18年度関東甲信越地区国立大学法人等会計部課長会議においても承合事項として挙げられた。 なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。</p>		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
8 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。 それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、全体として7割程度の稼働率の達成を目指す、有効利用が図られるようにする。 また、利用者のうち、毎年度7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。	8 大学共同利用施設の管理運営 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。 それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、有効利用が図られるようにする。また、利用者のうち、7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。	大学共同利用施設の実施状況 （下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評価を決定					○大学共同利用施設の有効利用（稼働率の向上） 大学共同利用施設の有効利用については、稼働率の向上（中期計画においては全体として7割程度の稼働率の達成を目標）をめざし、会議室等に係る利用案内の窓口での配布、関係機関等に対するPR、公私立大学へ役員の直接訪問等を行った結果、本年度の全体の稼働率は、76.8%となり、前年度（67.1%）に比べ9.7%アップし、目標を達成した。 また、本年度は更なる利用促進やサービスの向上を図るため、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を導入し、来年度から本格的に稼働させるべく運用にあたっての試行・検証を行った。 ○サービスの向上（満足度の向上） 利用者の満足度を高めるため、前年度に引き続き、好評であった会場設営サービス、外部利用者に対する会場受付・設営、食事等のサービス業者の紹介業務を行い、サービスの向上に努めた。 また、利用者の満足度を把握するため、可能な限りアンケート調査を実施しており、利用者のほぼ全員から満足しているとの結果を得ることができた。 一方、利用に当たって、機器や機器操作盤の改善など要望がある。	A	○全体では目標の稼働率を達成しており、適切な管理運営がなされていると評価できる。  ○一時利用も含め、昨年との比較では稼働率は上がっており、大いに評価できる。しかし、まだ全体としての稼働状況には、余裕が残っていることから、一層の努力が望まれる。特に、一時利用室の稼働率を高めるため、更なる工夫を期待したい。  ○利用者の立場に立った管理運営方法の効率化、サービスの向上は望ましい。今後も、センターの設置目的に則した共用会議室等の利用率向上を期待したい。
① 学術総合センター共用会議室の管理運営 学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。 施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。  ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布  イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実  ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。	① 学術総合センター共用会議室の管理運営 学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。 施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。  ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布  イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実  ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。	①稼働率やアンケート結果と参考としつつ、学術総合センター共用会議室の管理運営の実施状況						○学術総合センター共用会議室等の管理運営 学術総合センター共用会議室等の適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、これまで行ってきた会議室等に係る利用案内の窓口等で配布を継続に努めるとともに、好評であった会場設営サービス等を引き続き提供し、サービスの向上に努めた。また、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を導入し、平成19年度早々の本格稼働に向けて試運転・検証を行った。 さらに、本年度は、会議室予約管理システムの導入に伴う管理業務全般（統括管理業務、窓口受付業務、会場設営業務、会議室管理業務他）の外部委託を実施し、入金管理の強化及びシステムの運用を含めた利用サービスの向上を図った。 ○施設利用の促進（稼働率の向上） 学術総合センター共用会議室等の稼働率は、本年度は39.2%（前年度37.0%）であった。今後も、PR活動とともに、会議室予約管理システムの活用により、稼働率の向上に努めることとしている		
② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。 また、施設利用の促進を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。	② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。 また、施設利用の促進を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。	⑤キャンパス・イノベーションセンターの管理運営の実施状況						○キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 キャンパス・イノベーションセンターの適切な管理運営の実施や施設利用の促進を図るために、これまで、会議室等に係る利用案内の関係機関等へ配布などのPRに努めた。また、センターのホームページに掲載している施設利用案内において、予約や仮予約を受け、一時利用室の予約状況を表示できるようにするなど、施設利用の促進に努めてきている。 キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務は、事務効率化を図るために、その全体について平成16年度当初から外部委託としている。 なお、キャンパス・イノベーションセンター東京地区については、入居者から要望のあった夜間警備業務の外部委託を実施した。 さらに本年度は、キャンパス・イノベーションセンター東京地区におけるイベント情報、活動状況を発信するため、専用のホームページを立ち上げ、情報発信の強化に努めた。来年度は、キャンパス・イノベーションセンター大阪地区についても、専用のホームページを立ち上げる予定である。 ○施設利用の促進（稼働率の向上） キャンパス・イノベーションセンターの本年度の稼働率については、東京地区は、91.0%（前年度87.6%）であり、大阪地区は、67.7%（前年度42.6%）であり、全体としては、82.9%（前年度71.9%）となった。 また、本年度専有利用については、東京地区は100%を達成しており、大阪地区についても84%（前年度78%）となっている。 なお、一層の利用促進を図るために、外部へのPR活動を実施するとともに利用者の満足度を高めてさらなる利用を促していくこととする。		

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
9 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	9 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築の実施状況（下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評定を決定					○国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、前年度作成した仕様書（案）に基づき、情報提供システムを構築し、来年度からの各国立大学法人等に対する供用開始に向けて、最終的な運用テスト等を実施した。	A	○18年度までにシステム構築するという計画が着実に実行され、運用が可能な状態となっていることは評価できる。 ○国立大学法人側で有効活用されるよう期待したい。
① 国立大学法人財務・経営情報提供システムを平成18年度までに構築し、平成19年度から供用を開始する。	① 国立大学法人財務・経営情報提供システムを構築する。	①国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築及び供用に向けた取組状況						○国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築に当たっては、各国立大学法人の決算に係る財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を取りまとめた「国立大学の財務」の分析指標等を参考にシステムの構築を行うことから、前年度はこれらを踏まえた基本的なシステムの仕様書（案）を作成した。 本年度は、前年度に作成した仕様書（案）に基づき、具体的なデータベースシステムの構造、Webシステムの構造等について検討を重ね、国立大学法人の財務概要及び特異性・規模別等による財務諸表と財務比率（財務の健全性・安全性、活動性、発展性等）等で構成する情報提供システムを構築した。 システムの構築に当たっては、システム開発段階において文部科学省や「経営相談室」の調査・相談員（国立大学法人部・課長等）と財務情報に関し、連絡・調整を図りつつ構築を行った。 また、来年度からの各国立大学法人等に対する供用開始に向けて、最終的な運用テスト等を実施した。		
② 当該システムの構築に当たっては、委員会を開催する等国立大学法人関係者との連携・協力を図りつつ行う。	② 当該システムの構築に当たっては、国立大学法人関係者との連携・協力を図りつつ行う。	②国立大学法人関係者との連携・協力の実施状況								

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
10 旧特定学校財産の管理処分国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。 なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。	10 旧特定学校財産の管理処分国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。	旧特定学校財産の管理処分の実施状況（下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）						○広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げたプロジェクトにおいて選定された事業予定者に対し、跡地を売却する予定である。 また、東京大学生産技術研究所跡地については、平成18年5月末までは文化庁等に、平成18年6月以降は独立行政法人国立美術館に賃貸借した。	A	○やや遅れ気味ではあるが、広島市等との調整に万難を排したことにより、昨年度より進展が見られたことは評価できる。今後の早期処分が期待される。
① 大阪大学医学部等跡地及び広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	① 広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。	①大阪大学医学部跡地及び広島大学本部地区跡地の処分に向けた取組状況						○広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしま『知の拠点』再生プロジェクト」により、その利用が図られようとしているところである。 「ひろしま『知の拠点』再生プロジェクト」では、広島市及び広島大学が主催者となって選考委員会を立ち上げ、プロポーザル方式で民間事業予定者を選定し、選定された民間事業予定者が土地取得や施設整備を実施することとしており、跡地を「知の拠点」の核となるゾーン、「知の拠点」を支えるゾーンに区分し、「知の拠点」の核となるゾーンには国際人材育成センター（広島大学等で構成する大学コンソーシアムが利用）の機能を導入することが必須条件となっている。 広島市においては、当初、平成18年度中に当該プロジェクトを実施する事業予定者の決定を行うこととしていたが、選考委員会における最終の選考が平成19年4月となったところである。（なお、広島市からセンターに対し、平成19年4月24日付で事業予定者を決定した旨の通知があった。） 今後、広島市及び広島大学と事業予定者との間で事業実施に関する協定が締結される予定であり、センターとしては、協定が締結され次第、事業予定者に跡地を売却する予定である。 また、跡地管理に係る広島市の応分の協力については、跡地の一時利用について、広島市の関係団体のホームページや窓口でのチラシ配付等によりPRを行うなどの協力があったところであるが、一時利用の申込はなかったところである。		
② 東京大学生産技術研究所跡地 文化庁に対し国立新美術館建設用地として貸付を継続しつつ、早期売却の実現を図る。	② 東京大学生産技術研究所跡地 文化庁等に対し国立新美術館建設用地として貸付を継続する。	②東京大学生産技術研究所跡地の売却に向けた取組状況						○平成18年5月末までは、用途に応じて（当該利用用地として文化庁、地下道構築物用地として東京地下鉄（株）、マンホール用地として東日本電信電話（株））それぞれ土地の賃貸借契約を締結した。 平成18年6月以降は、国立新美術館が竣工し独立行政法人国立美術館へ引き渡されたことから、国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館と土地の賃貸借契約を締結した。 なお、文化庁においては、当該跡地の分割購入経費について平成19年度概算要求を行い、平成19年度予算において63億円の予算措置がなされたところである。		
11 承継債務償還 国から承継する旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	11 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）765億円の償還及び当該債務に係る252億円の利子の支払いを確実に行う。	承継債務の確実な徴収及び償還に向けた取組状況	委員の協議により評定を決定					○承継債務償還の状況 センターは、旧国立学校特別会計の財政融資資金からの長期借入金（債務）を一括して承継しており、センターと国立大学法人との間で締結した協定書に基づき、国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、財政融資資金への償還を行った。 ○具体的手続き a 協定書に基づき、前年度に「平成18年度における債務負担額について」の通知を发出した。 b 各国立大学法人の納付期限の数日前に、センターからeメールで各国立大学法人へ連絡を行うことにより、各国立大学との確認を実施した。 c 各国立大学法人から納付される金額を徴収するとともに、承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを実施した。	A	○特段の遅延もなく計画通りに財政融資資金に償還されていることは評価できる。納付期限前の各大学への連絡など、償還推進に当たってのきめ細かな配慮が見られることも評価できる。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 【評価：A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 期間全体に係る予算略 2 期間全体に係る収支計画略 3 期間全体に係る資金計画略	1 平成17年度に係る予算略 2 平成17年度に係る収支計画略 3 平成17年度に係る資金計画略	適正な予算の執行状況						○本年度においては、適正な予算の執行を行った。	A	○予算の範囲内で年度計画を概ね履行しており、適正な予算執行が行われたことは評価できる。  ○広島大学の処分年度見込みの遅れを考慮すると、収入実績は予算を上回り、支出実績は予算を下回っており、努力が認められる。
4 自己収入の確保	4 自己収入の確保	自己収入の確保についての状況 (以下の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					○自己収入の主なものである産学協力事業収入については、大学共同利用施設の利用率向上が収入の確保に直結するため、その利用率の向上に努めた。 ○産学協力事業収入は、253,206千円（平成17年度）から292,186千円（平成18年度）に増収した。	A	○産学共同事業費収入は年々増加しており、自己収入確保について評価できる。
① 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	① 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	①適正な利用料の徴収及び利用率向上に向けた取組状況						○大学共同利用施設の利用料については、不動産鑑定士による近隣の類似施設の会議室利用料の調査の結果や（独）国立オリンピック記念青少年総合センター等における施設利用料を勘案して設定した。 ○利用率の向上については、前述のとおり利用促進のPRやサービスの向上に努めた。		
② 国立大学法人等からの委託事業について適正な委託料の徴収を行うとともに、受託事業の増加に努める。	② 国立大学法人等からの委託事業について適正な委託料の徴収を行うとともに、受託事業の増加に努める。	②国立大学法人等からの受託事業増加に向けた取組状況						○財産処分関連業務の受託は、国立大学法人等からの求めに応じて実施することとなるが、本年度は、国立大学法人等からの求めがなかったため、平成19年3月末現在で「財産処分関連業務の受託」を実施していない。なお、土地の交換譲渡についてなど、財産処分等の相談はあったものの、財産処分関連業務の受託に至るまでの事案は生じなかった。 なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。		
5 人件費の削減 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（254百万円）に比べて5.0%以上（平成20年度までには概ね3%以上）削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。	5 人件費の削減 平成18年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて1%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。	人件費削減の実施状況  給与水準の適切性	委員の協議により評定を決定					○平成18年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は222,718千円であり、平成17年度の決算額（252,248千円）に比べて11.7%の削減となった。  ○平成18年度の事務職員の給与水準について、国家公務員（行政職（一））の給与水準と比較したところ、ラスパイレス指数は、116.8であった。 これは、所在地が地域手当の支給地であること、人事異動の影響で今回算出対象（平成18年度1年間在職していた者が対象）となった職員に占める管理職員の比率が高くなったことが原因と考えられる。	A	○人件費の削減については、計画に比して大幅な削減率を達成しており評価できる。  ○給与水準については、ラスパイレス指数がやや高いが、相当の理由があるため特段問題ないものとする。

IV 短期借入金の限度額 【評価：－】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 短期借入金の限度額 101億円とする。  2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	1 短期借入金の限度額 101億円とする。  2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	短期借入金の借入状況	委員の協議により評定を決定					○本年度においては、短期借入金の実績はなかった。	－	○短期借入の実績なし。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画 【評価：－】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
予定なし。	予定なし。	重要な財産の処分等の状況	委員の協議により評定を決定					○本年度においては、予定しておらず、実績はなかった。	－	○重要財産の処分実績なし。

VI 剰余金の使途 【評価：－】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 研修事業の充実 2 調査研究の充実 3 情報提供の充実	1 研修事業の充実 2 調査研究の充実 3 情報提供の充実	剰余金の使用等の状況	委員の協議により評定を決定					○本年度においては、剰余金使用の実績はなかった。	－	○剰余金使用の実績なし。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 【評価：－】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等																				
			S	A	B	C	F																							
1 人事に関する計画	1 人事に関する計画	人事管理の状況 (以下の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					○人事管理については、以下のような方針等のもと実施したところであり、今後もその方針に沿って実施することとしている。	A	○人事計画に従いつつ、柔軟な組織整備が行われたと評価できる。 ○欠員が出ない人材の確保、効率的・効果的な活用が望まれる。 ○今後も、担当者のノウハウが人事異動と共に流出してしまわないよう、担当者のノウハウが財務経営センターのノウハウとして蓄積・さらに向上していくくみを構築されることを期待したい。																				
(1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	(1) 方針 ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	①業務の変動に応じた柔軟な組織体制の構築及び人事交流の実施状況						○本年度は、経営相談室を設置するなど業務量及び業務内容に応じて柔軟な組織体制とした。また、文部科学省、財務省及び国立大学法人等との人事交流により質の高い人材の確保を図った。 人事交流については、センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学からの交流者にとっては、センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験がセンターの業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。																						
② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。	②職員の専門的研修の活用状況						○職員の専門性の強化や意識改革を図るため、前年度に引き続き、国立大学ブロック研修、(社)国立大学協会主催の研修、省庁主催の研修及び国立大学における研修(人事交流元の研修)に参加させた。																						
(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。	(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。	③人事管理の状況						○本年度の常勤職員は26名であり、人事に関する計画との変更はない。																						
2 中期目標の期間を超える債務負担		中期目標期間を超える債務負担の状況	委員の協議により評定を決定					○78,669百万円の償還を行った。	A	施設費貸付事業の貸付実績を適切に反映した償還が行われた。																				
長期借入金 (単位：百万円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金償還金</td> <td>77,129</td> <td>75,931</td> <td>78,403</td> <td>78,693</td> <td>75,653</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期目標期間小計</th> <th>次期以降償還額</th> <th>総債務償還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金償還金</td> <td>385,810</td> <td>680,726</td> <td>1,066,537</td> </tr> </tbody> </table>			区分	H16	H17	H18	H19	H20	長期借入金償還金	77,129	75,931	78,403	78,693	75,653	区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額	長期借入金償還金	385,810	680,726	1,066,537								
区分	H16	H17	H18	H19	H20																									
長期借入金償還金	77,129	75,931	78,403	78,693	75,653																									
区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額																											
長期借入金償還金	385,810	680,726	1,066,537																											

内部統制（監査規定、監査に係る体制、監査実績、監査内容）、公的研究費の不正使用等の防止についての評価委員会のコメント

- 内部統制については、監査規定を整備し監事監査を実施している。
- 公的研究費の不正使用等防止については、規定の整備等の取組が望まれる。